

社会福祉法人翠燿会 役員等報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人翠燿会（以下、「法人」という。）の定款第8条並びに第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用並びに退職慰労金に関する事項について定める。

（定義等）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- （2）常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所とする役員で、週3日以上勤務する者をいう。常勤役員以外の役員を非常勤役員という。
- （3）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（通勤費を含む）、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の種類）

第3条 常勤役員に支給する報酬月額、別表1の金額の範囲で、評議員会で議決された額とする。

- 2 非常勤役員の報酬は無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 役員の退職慰労金は、別紙「役員等退任慰労金規程」を基準に支給する。

（期末手当）

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日及び支給日前1か月以内にそれぞれ在勤する常勤役員に支給し、非常勤役員等には支給しない。

- 2 期末手当の支給日は、法人の職員給与規程に準ずるものとする。
- 3 期末手当の額は、常勤役員が受けるべき報酬月額に、職員給与規程で定める一般職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合に準ずる割合を乗じて得た額とする。

ただし、支給割合は、本法人の経営状況、社会経済状況を勘案し、理事長が減率を決裁することができるものとする。

（報酬の支払い方法等）

第5条 役員等の報酬は、その金額を現金で直接役員等に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 3 支払日は法人の職員給与規程に準ずるものとする。

（報酬の日割り計算等）

第6条 新たに常勤役員となった者には、その日から月額報酬を支給する。

2 常勤役員が離職した時は、その日まで月額報酬を支払う。

3 常勤役員が死亡した時は、その月まで月額報酬を支払う。

4 第1項で支給する場合であって、月の初日から支給しない場合またはその期間の末日まで支給しない場合の月額報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(その他 費用)

第7条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用は、この請求があった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用のうち旅費(宿泊費を含む)については職員賃金規定を準用するものとする。

(公 表)

第8条 本法人は、この規程をもって役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

2 法人現況報告書において、当該前年度の報酬総額を公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は評議員会の議決を得て、理事長が別に定める。

(附 則)

(1) この規程は、平成14年1月31日から適用する。

(2) この規程は、平成29年6月22日から適用する。

別表 1

役員俸給表

社会福祉法人 翠耀会

号俸	俸給月額
1	300,000 円
2	360,000 円
3	420,000 円
4	480,000 円
5	540,000 円
6	600,000 円
7	660,000 円
8	720,000 円
9	780,000 円
10	840,000 円

役員期末勤勉手当

	基本支給率			
	6 月期	12 月期	3 月期	合計
期末勤勉手当	1. 2	1. 5		2. 7

旅費規定別表

資格区分	理事・評議員・役員施設長以上	副施設長 部長	左記以外の職員
旅費基準			
鉄道賃	グリーン車	普通車	普通車
船賃	特等	1 等	1 等
航空賃	ビジネス	エコノミー	エコノミー
車賃			
① バス等	実費	実費	実費
② 車輛 (1 km)	10 円	10 円	10 円

日 当 (1日にき)	4,000円	0円	0円
(日帰り6時間以上)	0円	0円	0円
宿 泊 料 (1泊につき)	17,000円	14,000円	10,000円

2. 大都市部等へ出張において当該宿泊料での宿泊が困難な場合は事前の申請により宿泊実費にての精算を認める。但し、申請者は社会通念上の範囲での運用に留意することとする。
3. 研修等出張において予め宿泊料が定められている場合はその宿泊料をもって精算し、本規定に定める宿泊費は支給しない。